

当試験所では溶接ヒュームの濃度測定
をお受けいたします。

溶接ヒュームについて、労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、令和3年4月1日から新たに空気中の濃度を測定することが義務付けられています。

このうち、**屋内作業場については、令和4年3月31日まで溶接ヒュームの濃度測定が免除されていましたが、4月1日以降は測定が義務付けられます。**

【対象】

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者様

【金属アーク溶接等作業とは】

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業

※燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。

【屋内作業場とは】

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれのある場所

【継続して行う屋内作業場所には】

- ・建築中の建物内部等で金属アーク溶接作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

【金属アーク溶接等作業とは】

- ・金属をアーク溶接する作業
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業

※燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。

【溶接ヒュームとは】

- ・溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した個体の粒子
(粒径 0.1~1 μm 程度)

お問い合わせはこちらまで ☎

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

<http://www.mgsi.or.jp/>

東京事業所 営業部 TEL:03(3829)2516

東京事業所 環境計量部 TEL:03(3829)2512